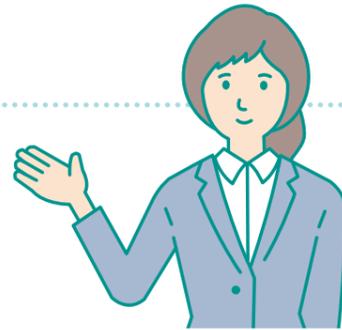


計画の重点事項の概要

- (1) 自発的に安全衛生に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者などの労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
 - ア 陸上貨物運送業対策
 - イ 建設業対策
 - ウ 製造業対策
 - エ 林業対策
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
 - ア メンタルヘルス対策
 - イ 過重労働対策
 - ウ 産業保健活動の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
 - ア 化学物質による健康障害防止対策
 - イ 石綿、粉じんによる健康障害防止対策
 - ウ 熱中症、騒音による健康障害防止対策
 - エ 電離放射線による健康障害防止対策



お問い合わせは、
岐阜労働局健康安全課または各労働基準監督署へ

名称	所在地	電話
岐阜労働局 健康安全課	岐阜市金竜町 5-13	058-245-8103
岐阜労働基準監督署	岐阜市五坪 1-9-1	058-247-2369
大垣労働基準監督署	大垣市藤江町 1-1-1	0584-80-5081
高山労働基準監督署	高山市花岡町 3-6-6	0577-32-1180
多治見労働基準監督署	多治見市音羽町 5-39-1	0572-22-6381
関労働基準監督署	関市西本郷通 3-1-15	0575-22-3251
恵那労働基準監督署	恵那市長島町正家 1-3-12	0573-26-2175
岐阜八幡労働基準監督署	郡上市八幡町有坂 1209-2	0575-65-2101

第14次労働災害防止推進計画(岐阜労働局版)の詳細は、岐阜労働局健康安全課のホームページをご覧ください。

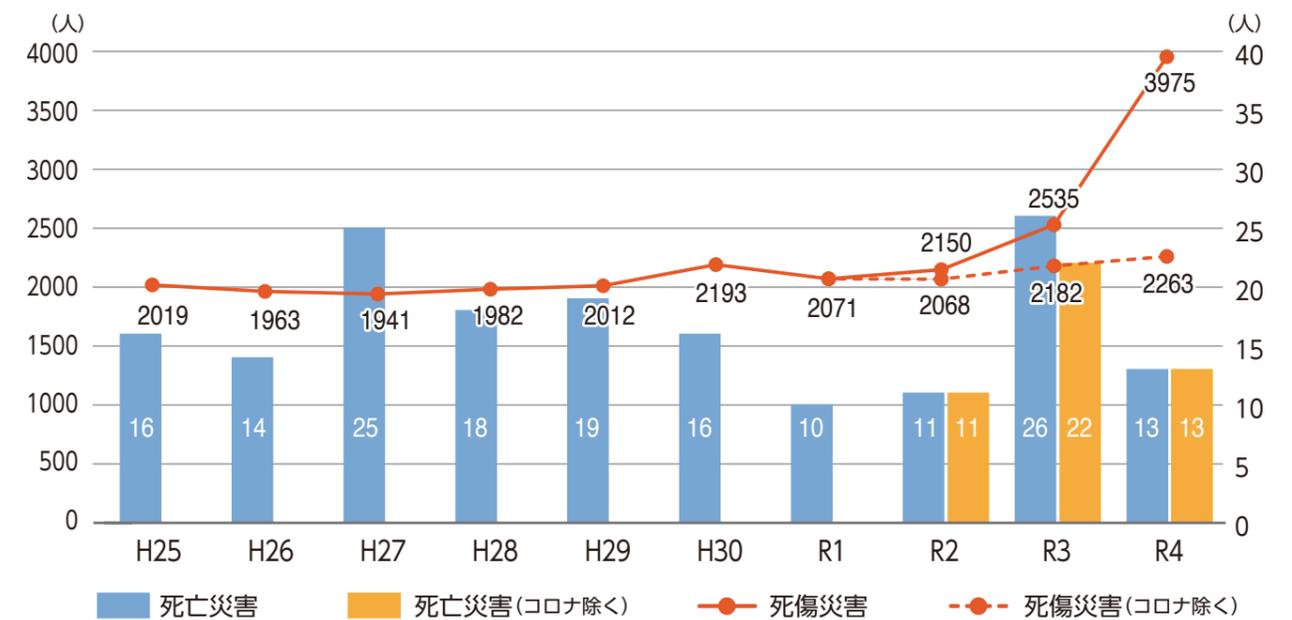
第14次

労働災害防止推進計画について

岐阜労働局における近年の労働災害発生状況をみると、死亡者数は令和元年に10人と過去最少になったものの、その後は増加に転じ、休業4日以上死傷者数(新型コロナウイルスの罹患を除く。)については平成27年に過去最少の1,941人となったものの、その後は増加に転じ、2,000人を上回る状況が続いています。また、メンタルヘルス不調者の増加等も懸念されます。

こうした状況を踏まえ、岐阜労働局における労働災害防止対策を推進するための「第14次労働災害防止推進計画」を策定しました。

岐阜県における死亡災害・死傷災害の推移



計画の期間 2023(令和5)年度～2027(令和9)年度

計画の狙い 岐阜労働局、管下労働基準監督署、事業者、労働者等の関係者が一体となって、以下の目標を計画期間中に達成することを目指します。

労働災害防止に関する目標

死亡災害について、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

死傷災害について、2022年と比較して2027年までに減少に転じさせる。

**労働災害防止に関する目標達成のため、
期間中に次の指標の達成を目指します。**

アウトプット指標の概要

アウトプット指標とは…

事業者において実施され、その達成を目指す事項で、計画の進捗状況の把握に用います。

アウトカム指標の概要

アウトカム指標とは…

アウトプット指標を達成した結果として期待される事項です。

死傷年千人率とは、1年間の労働者1,000人あたりに発生した死傷者数の割合を示すものです。

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ✓ 転倒災害対策に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ✓ 正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。

- ✓ 増加が見込まれる転倒の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までにその増加に歯止めをかける。
- ✓ 転倒による平均休業見込日数を2027年までに35日以下とする。
- ✓ 増加が見込まれる腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ✓ 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ✓ 増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までにその増加に歯止めをかける。



(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ✓ 母国語を用いるなどによる災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに70%以上とする。

- ✓ 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ✓ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場の割合を2027年までに45%以上とする。
- ✓ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント(以下「RA」という。)に取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに95%以上とする。
- ✓ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。
- ✓ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

- ✓ 陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
- ✓ 建設業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる。
- ✓ 製造業における「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
- ✓ 林業の死亡者数0人を継続させる。



(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ✓ 事業場における年次有給休暇取得率を2027年までに70%以上とする。
- ✓ 勤務間インターバル制度を導入している事業場の割合を2027年までに15%以上とする。
- ✓ メンタルヘルス対策に取り組む事業場及び必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

- ✓ 週労働時間40時間以上である労働者のうち、週労働時間60時間以上の労働者の割合を2025年までに2%以下とする。
- ✓ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。



(カ) 化学物質による健康障害防止対策の推進

- ✓ 化学物質について、RAを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とする。
- ✓ 化学物質について、RA結果に基づき労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を実施している事業場及びラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ✓ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- ✓ 化学物質の性状に関連の強い災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の死傷者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。
- ✓ 増加が見込まれる熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

